

第1回

荒川区子ども・子育て会議会議録

日時：平成25年12月13日（金）午後2時30分～4時30分

会場：サンパール荒川 5階第7集会室

古瀬子育て支援課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成25年度第1回荒川区子ども・子育て会議を開催させていただきます。

初めに、会議の開催に当たりまして、荒川区長・西川太一郎より御挨拶申し上げます。

(区長挨拶)

古瀬子育て支援課長 西川区長、ありがとうございました。区長は次の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

次に、荒川区子ども・子育て会議の委員の委嘱でございますが、委嘱状につきましては封筒に入れて席上に置かせていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、各委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

(委員毎に自己紹介)

続きまして、会長及び副会長の選任に移りたいと思います。

(委員からの推薦により、会長に丸島委員、副会長に長島委員が選任。以降、会長により進行)

丸島会長 それでは、時間もございますので、委員の皆様それぞれの細かいことはこの後の内容で出てくるかと思っておりますので、早速荒川区子ども・子育て会議の設置に当たっての会議の趣旨とか条例等について、事務局より御説明をお願いしてもよろしくございますか。

(事務局より、資料2と3について説明)

丸島会長 どうもありがとうございます。子ども・子育て会議についてという部分は終了とさせていただきます。今もございました要綱に基づきまして、資格を満たせば傍聴人が傍聴できるということになっておりますので、傍聴の方がいらっしゃれば議場に入りたいと思いますけれども、よろしくございますか。

(傍聴人入室)

丸島会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、この会議を設置する根拠になっております子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て支援新制度というものについての事務局からの御説明をお願いしたいと思います。

古瀬子育て支援課長 はい。事務局です。資料の4をご覧ください。資料の4、子ども・子育て支援新制度でございます。

資料の4-1、新制度の概要について御説明申し上げます。この子ども・子育て支援新制度は、消費税引き上げに伴う財源を恒久財源として、平成27年度からの施行が予定されてございます。新制度の根拠となる法律でございますが、昨年8月に成立した3つの法律、子ども・子育て支援法、真ん中の枠が認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律、この3つをいわゆる子ども・子育て関連3法と言っております。それが根拠になってございます。

また、中段の青い枠のところですが、新制度の目的は大きく分けて3つございます。1点目が、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供、2点目が、保育の量的拡大及び教育・保育の質的改善、そして、3点目が、地域の子ども・子育て支援の充実でございます。

それから、新制度のポイントということで6つ挙げてございます。左上から順番に、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた「施設型給付」の創設、小規模保育等の新たな認可制度と「地域型保育給付」の創設、3つ目が地域子ども・子育て支援事業の充実、下に行きまして、給付の対象として児童の認定と施設・事業の確認制度の創設、自治体の子ども・子育て支援事業計画の策定、子育てに関する意見を聴取するための子ども・子育て会議の設置でございます。これらのポイントの詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

資料の次ページ、4 - 2をご覧ください。こちらは新制度の流れのイメージ図になります。

まず、ページの左側、紫の矢印により、利用者の申請を受けた区市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定し、認定証を交付します。

続いて、ページの上の青い矢印によりまして、認定を受けた利用者が教育・保育事業者に利用申請を行います。この申請に当たっては、区市町村が間に入り、保護者への情報提供や相談、助言等の利用調整を行います。なお、利用者の負担を軽減するために、紫色と青色の申請は同時に行うことができます。

次に、イメージ図中央の赤い矢印でございます。区市町村は教育・保育事業者に対する認可、確認、給付を行います。給付は施設型給付と地域型保育給付の2つがありますので、それぞれについて御説明申し上げます。

現在区市町村からの保育所等に対する財政措置は、保育所には保育所委託運営費、幼稚園には私学助成、幼稚園就園奨励費といった形で支払われております。新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園に対する財政措置は施設型給付に一本化されます。ただし、私立幼稚園は新制度に移行するかどうかを選択できることになっており、移行しない場合は従来と同じく就園奨励費と私学助成が継続されます。また、地域型保育給付につきましては、水色で記載されている4種類の保育事業が地域型保育事業として認可の対象となります。今までもこれらの事業は区市町村事業として実施しておりましたが、認可の対象ではありませんでしたので、これが認可事業になるというものでございます。

それから、区市町村が交付するこれらの給付金は、ページ下の黄色と緑の矢印にあり、国及び都道府県が一定の割合を負担することになります。そのほか、国は新制度における各種基準の策定、都道府県は教育・保育施設の認可事務や市区町村の区域を超えた広域調整を担います。

以上が新制度の大まかな流れとなります。

次に、資料の4 - 3ページをご覧ください。現在、認定こども園に対しましては、幼稚園機能が文部科学省管轄、保育所機能が厚生労働省管轄となっているため、さまざまな手続において二重行政化が問題となっております。この二重行政化を解決するための手段として、新制度では認定こども園法の改正を行い、認可や指導監督、財政措置などが一本化されます。また、設置主体につきましても、自治体、学校法人、社会福祉法人に限定されます。なお、平成27年4月時点で幼保連携型の認定こども園の認可を受けている認定こども園は、制度施行時に新たな基準での幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされます。ただし、既存の幼稚園、保育所からの移行は義務づけられておりませんので、こども園△の移行は各施設の判断となります。

続いて、先ほども御説明をした地域型保育事業についてでございます。記載の4事業でございます。いずれも主に3歳未満児を対象としており、小規模保育は定員が6人から19人、家庭的保育が5人以下と定められております。子どもの居宅で保育を行う居宅訪問型保育、あるいは、企業が社員向けに屋内で保育施設を設置して実施している事業所内保育、これらも認可事業としての給付の対象事業となります。待機児童が都市部に集中しており、その大半が3歳未満児であることから、都市部でも比較的設置が容易で、かつ3歳未満児に重点を置いた小規模な保育施設を拡充することによりまして、待機児童問題の改善を図るものでございます。また、地域型給付の対象となる小規模な保育施設に対しまして、3歳児以上の学校教育・保育等を行う幼稚園、保育所等が連携を行うことも計画されております。これは、小規模な保育施設に対するバックアップ体制を整備することで、小規模保育事業が新設されやすい関係を構築するものでございます。

続いて、資料の4 - 4をご覧ください。児童の認定制度について御説明申し上げます。新制度では、保護者の申請を受けた区市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を認定いたします。認定区分は3種類ありまして、満3歳以上で保育の必要性のないお子さんが1号、満3歳以上で保育の必要性のあるお子さんが2号、3歳未満で保育の必要性があるお子さんが3号でございます。このうち2号、3号認定につきましては、その必要とする保育の量により長時間と短時間に区分されます。長時間はおおむねフルタイム、短時間はパートタイム労働者ということになります。これまでは保育に欠けるか否かという判断を行っていましたが、それが保育の必要性ということで判断することになります。また、1号認定にあるとおり、保育の必要性がない3歳以上の子どもについても認定の対象となります。

認定に用いる基準につきましてはオレンジ色のところですが、1番で労働、疾病等の事由、長時間・短時間の区分、ひとり親や虐待等のおそれがあるということの優先利用の有無についての認定基準を作成し、それをもとに区市町村が条例で制定することとされております。現在国の子ども・子育て会議等におきまして、これらの認定基準について議論がなされているところでございます。具体的には、同居の親族等が保育できない場合という要件

を外す、または、必要度を低くする、あるいは、フルタイム労働以外にもパートタイム、夜間の就労など全ての就労を対象とするなどが案として出ているようです。そのほか保育所の利用時間、長時間・短時間の区分をどのように線引きするべきか、また、ひとり親家庭や虐待のおそれがある場合などの優先利用に対しては、明確な認定基準を設定すべきかなどにおきましても議論されている最中です。国の方針が示されましたら、随時委員の皆様にもお知らせをさせていただきたいと考えております。

続いて、施設・事業の確認制度について御説明申し上げます。給付の対象となる施設・事業は、区市町村が確認という手続を行います。先ほど資料4 - 2で説明をいたしました赤い矢印の部分でございます。区市町村は、認可を受けた施設・事業に対し、事業計画と照らし合わせて1、2、3号の認定区分ごとに利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認します。利用定員の設定に当たりましては、透明性や客観性を確保するため、この会議で御意見を聞くこととされております。また、確認を受けるためには施設運営について一定の基準を満たす必要がございます。この基準につきましては、国が定める基準に基づき区市町村は条例で定めることとなっております。なお、既存の施設につきましては、特段の申し出がない限り確認があったものとみなされるということでございます。

続いて、資料の4 - 5をご覧ください。確認を受けた施設・事業には、施設型給付、地域型保育給付が適用されます。これらの支給額は、イメージ図の1、上にありますように、公定価格から利用者負担額を差し引いたものになります。この公定価格についてですが、下段のイメージ図2をご覧ください。公定価格は利用定員、認定の区分、保育の必要量などを考慮して算定される基本額に、地域固有の経費や教育・保育の提供に当たっての経費の性質等を踏まえた政策的な費用等を考慮して算定される加算額を加えたものになります。具体的な金額につきましては現在国で検討中でございまして、来年の4月から6月ごろに仮単価が示される予定となっております。また、利用者負担額は、政令で定める額を限度として市町村が定める額とされてございます。現在の負担水準を勘案して設定されることから、現行の負担額とは大きく変わることはないというふうに思っております。

次に、資料の4 - 6をご覧ください。地域子ども・子育て支援事業について御説明申し上げます。資料にありますように、地域子ども・子育て支援事業の充実といたしまして13項目が挙げられてございます。既に実施されているものがほとんどですが、1番と下2つ、12、13の3事業が今回新たな事業として示されております。1番の利用者支援というものは、さまざまな種類の保育・教育事業がある中で、子どもと保護者にとって最も適したサービスが円滑に利用できるように必要な情報提供や助言を行うものです。先行事例として横浜市の保育コンシェルジュ事業などがございます。12、13の事業につきましては現在国で検討中でございまして、詳細については未定となっております。そのほかの事業は既存の事業でありまして、荒川区でも既に実施しております。各事業の詳細につきましては、資料を御確認いただきたいと思います。これらの事業につきましても財政

措置の拡充等が図られる見込みですが、利用者の方から見た仕組みは大きく変わらない予定でございます。

次に、資料4 - 7をご覧ください。子ども・子育て支援事業計画について御説明申し上げます。全ての区市町村及び都道府県は、国が策定する基本指針を踏まえて、平成27年4月から平成32年3月の5年を1期とした事業計画を作成します。計画の作成に当たっては、子どもの保護者、そのほか子ども・子育て支援に関わる当事者の意見を聞くこととされておりまして、この子ども・子育て会議がそれに当たります。また、各種教育・保育事業の利用状況や今後の利用規模を踏まえて量の見込みを設定する必要がございます。このため区では、区内の保護者の方3,000人に対しましてニーズ調査を実施いたしました。調査の詳細につきましては改めて後ほど御説明申し上げます。

次に、、必須記載事項について御説明いたします。事業計画では、地理的な状況などを勘案した区域を定めて、区域ごとに量の見込み、確保方策、実施時期などを定めることとされておりまして、この区域ごとに計画期間内の幼児期の学校教育、保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定して、さらに0歳、1 - 2歳、3 - 5歳の区分に分けます。この量の見込みに対応するように、それぞれの事業について確保の内容と実施時期を設定いたします。そのほか幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容といたしまして、認定こども園の普及に関わる考え方等についても記載する必要がございます。

1枚めくっていただき、資料の4 - 8をご覧ください。必須記載事項のほかに任意の記載事項がございます。内容は資料にあるとおり、産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策、都道府県が行う事業との連携方策、職業生活と家庭生活の両立に関することとなっております。これらの内容を盛り込んだ計画の作成を、皆様の御意見を伺いながらの想定スケジュールに沿って進めてまいります。また、計画の点検・評価や計画期間中の内容の見直しにつきましても、この会議の中で行っていきたいと考えてございます。

資料の4 - 9をご覧ください。今の想定スケジュールを含めます新制度全体のおおむねのスケジュールでございます。ピンク色が子ども・子育て支援事業計画作成のスケジュールです。平成26年9月までに計画を取りまとめて、パブリックコメントを経て、平成27年3月に内容を確定する予定です。これと並行いたしまして緑色の部分、各種基準条例の制定を行ってまいります。各種事業の認可・確認や保育の必要性の事務等が制度開始の6カ月前から開始となるために、それにあわせて各種基準を制定する必要がございます。このように非常に短い期間の中で、会議でいただいた御意見を踏まえつつ、さまざまな準備を進めていかなければならないという状況でございます。条例につきましては、議会にお諮りをして議決をいただく必要がございます。

一番下の段、会議の開催予定でございますが、今年度内にあと1回開催いたしまして、

来年度は少し多目に記載しているんですが、2カ月に1回ぐらいのペースでの開催を今のところ考えているところでございます。委員の皆様におかれましては、大変御多忙のこととは存じますが、御出席のほど何とぞよろしくお願いいたします。

新制度の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

丸島会長 ありがとうございます。ここで御質問ということになるわけですけど、結構難しいですね。それと同時に、具体的な形になっていかないとなかなかそういう想定という御質問も出にくいところかなと思いますけれども、今の事務局の御説明の中で、委員の皆様で何か御質問等がありましたら挙手を。

よろしゅうございますか。

それでは、引き続き新制度についてということですが、荒川区の乳幼児と子育てに関する施設、あるいは、事業の現状というようなところを、先ほどニーズ調査のお話が出ましたけど、それはまた後でということで、先にそのセットについて改めて事務方から御説明をよろしくお願いいたしますでしょうか。

古瀬子育て支援課長 はい。

丸島会長 恐縮です。

古瀬子育て支援課長 それでは、資料の5をご覧ください。

5 - 1でございます。荒川区の乳幼児の状況の推移でございます。17年度から25年度までの8年間でございます。総人口は19万1,000から20万7,000、1万6,000人ほど増えてございます。その中で0から5歳児までの人口も20%近く増えて、1万274人となってございます。それから、真ん中の欄のところ保育所に在籍の方が4,317人現在いらっしゃいます。次の欄のところ、幼稚園に在籍されている方が2,400人いらっしゃいます。0から5歳児の在宅育児をされている方が3,557人いらっしゃるということで、それぞれ17年度から見ますと増えている状況がおわかりいただけるかと思えます。

次に、5 - 2をご覧ください。乳幼児人口の中で年齢別に在籍状況をお示ししたものになってございます。1万274人のうち、保育園に行かれている方が全体の42%、幼稚園在籍割合が23.4%、在宅の方が34.6%となっております。それを0、1、2歳児で見ますと、幼稚園がございませんので、保育園に行かれている方が約4割、在宅の方が6割となっているものが1の表でございます。

2番目で、荒川区の子育て関連施設、また、事業、学童クラブ、放課後子どもプランの施設名と施設数を書いてございます。認可保育所の計が32園、認証保育所が13園、家庭福祉員が35人、学童クラブ25カ所、放課後子どもプラン11校となっております。幼稚園は公立、私立、類似園を含めまして15園、そのほかに地域子育て交流サロンや子ども家庭支援センターについて記載してございます。

5 - 3をご覧ください。今申し上げましたその施設・事業の推移でございます。17年

から25年度まで、どのように増えているのかといったものを表したものでございます。保育所につきましても、25年度で、上から4つ目までで44カ所でございます。幼稚園についてはほぼ同様の数字でございます。地域の子育て交流サロンにつきましては、2カ所が12カ所と非常に増えてございます。親子ふれあいひろばも、同じように3カ所が16カ所になってございます。学童クラブも21カ所が25カ所になってございます。

次に、資料の5-4をご覧ください。先ほどの資料の4-6で御説明申し上げました地域子ども・子育て支援事業の10事業ほどの、左側が国事業名で、真ん中が区の事業名で書いてございます。

主な事業を御説明申し上げます。地域子育て交流サロン、今12カ所で実施してございます。原則3歳未満の子どもとその保護者の方を対象に、交流スペースの提供、情報等を行っているところで、非常に人気がありまして、年間で延べ5万5,000人ほど御利用いただいているサロンでございます。それから、中ほどで養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会とあります。虐待のリスクの高い家庭に対して、家事・育児のヘルパーを派遣したり支援を行ってございます。また、虐待に関する関係機関のネットワーク強化を目的といたしまして、要保護児童対策地域協議会というものを運営しているところでございます。それから、一時保育事業、延長保育事業等を行ってございます。下から2番目で、病後児保育事業、保育所2カ所、上智さんと南千住駅前保育所さんで病後児の保育事業も行っているところでございます。学童クラブにつきましては25カ所で運営してございます。

資料の5-5をご覧ください。そのほかの主な子ども・子育て支援事業でございます。一番上、親子ふれあいひろば。これはひろば館3館とふれあい館で実施している、やはり自由に保護者と子どもが遊べる場でございます。それから、あらかわキッズコール24。24時間フリーダイヤルによる電話相談窓口も設置してございます。それから、1つ飛ばしまして、幼稚園の預かり保育への補助もさせていただいております。次に、産後支援ボランティア助成事業。恵美須委員が代表をされている団体で、産後養育が困難な場合にボランティアの方を派遣していただいております。それに対する補助でございます。それから、ツイズサポート事業。双子の方を養育する家庭に対する支援を行ってございます。等々がその他の主な子ども・子育て支援事業でございます。

5-6からは、それぞれの保育施設の、荒川区内のどこにあるかというのを地図に落したものでございます。ちょっとモノクロですので見づらいので恐縮でございますが、5-6が保育施設の設置状況、5-7が幼稚園（類似施設を含む）設置場所、5-8が地域子育て交流サロンと親子ふれあいひろばの設置場所をそれぞれ丸や四角で示しているものでございます。5-9が学童クラブ・放課後子どもプランの設置場所を区内の地図に落としているものでございます。

続きまして、5-10をご覧くださいと思います。荒川区次世代育成支援行動計画

についてでございます。法律に基づきまして、荒川区では次世代育成支援行動計画を策定してございます。この計画につきましては、年1回実施状況の公表が義務づけられておりまして、その際評価・点検することになってございます。これまで区では、荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会を設置いたしまして評価・検討を行ってきたところでございます。今般、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いましてこの子ども・子育て会議を設置したことによりまして、上記の委員会は廃止して、今後は実施状況の公表のみを行うことにしたいと考えてございます。

皆様のお手元に参考資料1と2という、少し厚い資料があるかと思えます。参考資料1では、24年度までの実施状況と25、26年度の取り組み目標、全庁的な取り組みでございまして170事業ほどの記載がございまして、参考資料2では、その中から重点的な事業として20事業をピックアップいたしまして、その事業に対する評価と今年度の取り組みを記載しているものでございます。こちらにつきましては後ほどご覧いただければと思います。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

丸島会長 どうもありがとうございます。今、後段でお話があったのは、前回までの長島先生たちがおやりになられた部分ということで。しかし、改めて見ると随分いろんな子どもの施設があるものですね。私、荒川区にいてわからないのがあってびっくりしましたけれども。今の部分で何か御質問等ございましたら。まあ、事実の御報告みたいなので、ないかもわかりませんが。あと、途中で虐待が疑われるというのが出てきましたね。このところドメスティック・バイオレンスが大大問題になって、いろいろな形で出ていますけれども。

特にございませんか。

それでは、事務局には大変お疲れでお気の毒だと思いますけれども、引き続きまして、この会議で当面議論していくことになると思います。荒川区子ども・子育て支援事業計画の策定という議案に対しての、現在区でおやりになられたニーズ調査ということで、その概要を御説明いただけますでしょうか。

古瀬子育て支援課長 はい。資料6でございます。その計画策定のためのニーズ調査を行いました。その概要でございます。

子ども・子育て支援事業計画策定のために、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するために、下記のとおりニーズ調査を実施したところでございます。調査の概要といたしましては、未就学児童2,100名、小学校1年から3年までの児童900名、3,000名の児童の保護者を対象とした調査でございます。無作為抽出をさせていただきました。郵送で送付・回収をしたものでございます。

10月から11月までの調査期間でございました。その中間報告が今月末に出まして、最終報告が3月末日の予定で、この調査の結果についてまとめる予定でございます。この調

査項目につきましては、未就学児用が34問、小問(サブクエスチョン)を含めると計85問、就学児用は27問で、小問を含めると45問という、ページ数としてはかなり、30ページぐらいにわたる調査でございました。この中の保護者の方には調査が届いた方もいらっしゃるかもしれませんが。ありがとうございました。回収率でございます。未就学児、就学児とも大体6割前後でございます、約6割の回収率に至ったわけでございます。

裏面でニーズ調査における質問項目について、主なものを記載させていただきました。国から必須項目として示された設問に、次世代育成支援行動計画策定時にも行った調査項目を幾つか加えて質問項目を作ったところでございます。未就学児用では、保護者の就労の状況ですとか現在の利用状況、今後の利用の希望、病気やけがの際の対応、(仕事と育児を)両立するにはどうしたらいいか、そういったところの質問をいたしました。就学児の方の保護者に対しては、保護者の就労状況から放課後の過ごし方、また、子どもの生活状況等々につきまして設問を作らせていただきました。調査票がかなり分厚いものですから、もし御希望の方がいらっしゃいましたら、後ほど事務局に言っていただければお帰りの際に御用意いたします。このニーズ調査の結果に基づきまして量の見込みを把握して、これから計画を策定していくということになってございます。

説明は以上でございます。

丸島会長 ありがとうございます。このニーズ調査の今の御報告というか御説明あたりで、大体本日の議事は推移できたかと思うんですけども、膨大な資料というか、改めてお持ち帰りいただいて御一読いただくことになると思いますけれども、この後は日程ぐらいでございますよね。

それでは、御意見というよりも、今出たいろんな資料等についての一言ずつの御感想を川出委員からよろしゅうございますか。

川出委員 川出です。なかなか把握するにも時間がかかりそうだなと思ったんですけども、頑張って理解していこうと思います。よろしく願いいたします。

伊藤委員 伊藤です。本当に知らないままでよくわかっていなかったような仕組みに基づいて、いろいろな制度があるんだなということを今日実感して、これから勉強していきたいと思います。よろしく願いいたします。

道林委員 道林です。ちょっと資料の量が多いので、もう一度持ち帰ってしっかり確認して、今後に生かしていけたらいいと思います。よろしく願いします。

福井委員 福井です。本当に、今回お話を聞かせていただきまして、今までいろいろ自然に利用させていただいているというか、お世話になっていたことも、こうやっていろいろあるんだなということがわかりました。もう一度勉強し直していきたいと思います。よろしく願いします。

根本委員 根本です。うちは、下の娘が双子でツインズサポートなので、すごくお世話になっていました。横浜のほうで待機児童がゼロになったと言っているけども、やっぱりまた

待機児童が結局は出ているので、そういうことを含めているいろいろ聞けたらなと思います。ありがとうございました。

藤間委員 藤間です。資料を見ながら、私、5歳と3歳と1歳の子どもがいるんですけど、5歳の子どものときに保育園のこととかもいろいろと調べたことがあったんですけど、資料を見たら、あ、こういうことがあったんだとか、いろいろこの数値を見ると、本当に子どもが増えていて、いろんなところで親が求めているものがたくさんあるんだなというのを実感しました。また改めて読み込んで、今後の会議に役立つような発言ができればいいなと思っております。よろしく申し上げます。

香川委員 私が感じたのは、この18人の委員が、素晴らしい人を選んでくれたなと思いました。このメンバーを見ると、素晴らしい、そうそうたるメンバーで、これだといろんな議論ができるんじゃないかと。

この送ってくれた資料も非常にカラフルで、本当にわかりやすい。私が策定委員をしたときにも一番強調したのは、地域で互いに支え合う、これが大事なんですね。そのことと、荒川区で特に力を入れている子育てと仕事が両立できる、そういうものがやっぱり一番のポイントになるんじゃないかと。そういう意味で、今度の新しい子ども・子育て会議は大変いい。

先ほど古瀬課長さんが言われたナンバー4-9の新制度のスケジュールにありますけど、実際に荒川区の施設を見てもらう。これをスケジュールの中に幾つか入れてもらうといい。それで、見た後に話し合いができます。これをぜひお願いします。

それから、大事なことが3点あると思うんですね。地域を通して子どもを守る、地域で子どもを育てていく、子育て家庭を支援していく、というのが区の大きな役割じゃないかと。

我々も力を合わせて頑張っていきたいなと思っております。

恵美須委員 短い時間で概要を説明していただいて、大体のことがわかるような気がいたしました。特に私は、荒川区の実情としては、資料5-1で説明していただいた、10年前とは人口が1万6,000人増えて、それから、保育園とか幼稚園に在籍しておられる方もだんだん増えてきているという、ここら辺が大事なところだと思うんです。

私自身は、子どもを育てる期間というのは、女性の立場から見るとそんなに長いわけではなくて、子育てが終わってからの人生も長い世の中になったので、子育てしながら仕事も続けていけることが大事かと思えます。

地域でさっき子育てするとおっしゃったんですが、そういったことができやすくなるような地域にしていくといいなと。女性と子どもに優しい地域というのを荒川区でぜひ作っていただけたらいいなと思います。

渡辺委員 私ども保育園や学童等々も実際やってみて思うんですが、地域型保育について、一時保育や病後児保育、延長などいろんな事業が入り込んでやっているんですが、こ

のたくさんのサービスの乱用がないように、できるだけまとめてくださったという思いもございませう。できれば自治体の方といろいろ、待機児童の問題もしかり、責任を持って取り組んでいただくような方法をとっていただくとうれしいなということと、これからのたくさんの学びの中に多分入ってくるのではないかなと思っております。

それから、民生委員や児童委員の方も、様々やったださっておりますので、そういう人たちも活用しながらこの保育の末端を受け入れていって、子どもたちの相談相手になったり、地域の方の行政とのつながりがより深くなっていったらいいかなと思っております。自分がそこに携わっておりますので痛切に感じました。

もう1つは、たくさんのサービスの仕組みをこれから国がどんどん変えていくと思しますので、それに沿ってよりわかりやすいようにやっていただいたらいいと思っております。よろしくお願ひいたします。

高橋委員 今日見せていただいた3,000名にわたるニーズの調査において、一体就学児あるいは未就学児の保護者がどういふことを特に希望されているかという、これはできるだけ早急にまとめていただいて、この会に反映していただくようにお願ひしたいと思います。

それから、保育所、幼稚園等の公費のことが国のレベルでどうなっているか、まだ決まっていないことが非常に多いと考えています。この情報に関してはできるだけ早くお示しいただいて、次のステップの判断にしていくと、そういうことが大事かなと考えています。どうぞよろしくお願ひいたします。

千田委員 いろいろな形での認定こども園、幼稚園型とか幼保型とかいふ形でこれから推移していくことかと思ひますけど、皆さんのお知恵をいただいていい方向に進めればと思ひます。よろしくどうぞお願ひいたします。

山本委員 今まで新制度のいろいろな資料を見た中で、自分の中でわからないことがたくさんあったんですけど、今回の資料はとてもわかりやすく、私自身、ほかの方に伝えるにも伝えやすいということで、本当にありがとうございました。公立幼稚園としては、やはり地域で子育てしている保護者の方を支援するということと、幼稚園の、新制度の目的の中にある質の高い幼児期の学校教育という使命があるのかなと思ひますので、このいただいた資料をもう一度私自身読み直し、理解し、次回の委員会に参加したいと思ひます。ありがとうございました。

小西委員 幼稚園と保育園に入っている子どもが65%、家庭で子育てをしている人たちが35%。この家庭で子育てをしている35%が、いろいろな子育て支援事業にどのように参加して、それがどう展開されて楽しめているか、というところをもう少し把握することで、家庭で子育てをすることも楽しいことだよ、施設で育てるのも楽しいことだよと。そういうところの利用者が利用しやすいシステム、それを作っていくたらいいのかなと思ひのと、それから、荒川区らしい子育て支援事業、施設の利用方法を、荒川区らしさとい

うと、私は共助の世界だろうなと思っていますので、子育ての考えで進められたらいいなと思っています。

佐々木委員 小西先生の御意見に私も同じように感じる部分があります。新制度になった場合に、どんなふうだったら利用者がより使いやすいんだろうかですか、地域の子育て支援ということで保育園にも関わらせていただいている部分もあるんですが、それをより高い割合で御利用いただいたり、だからといって、その部分だけ力を入れて、ふだんお預かりしているお子さんのほうがおろそかになるということではなくて、全ての部分で、日ごろお預かりしているお子さんも、また、地域のお子さんも、よい質の保育を提供できるようにするにはどんな工夫が要るだろうというようなことを考えながら聞いておりました。

それで、資料4 - 7のところの子育て支援事業計画という部分が大変気になりまして、これから国のほうの、定員の割合ですとか、国の認定基準というものとか出てくると思うんですが、この事業計画という部分の内容については注目して、よく考えていきたいなというふうに思いました。

瀬川委員 荒川区の子どもたちが生き生きと育っていく、そして、ここに住んでよかったなと思える子育て支援ができるためには、本当にたくさんのことを考えていかなければいけないんだなということを痛感いたしました。

そして、私は東京都の認証保育所のB型なんですけれども、先ほど資料の5 - 4の中で延長保育事業の概要が、満1歳から11時間保育後に1時間の延長と書いてあるんですけれども、認証保育所は13時間の開所をしているんですね。そして、うちは産休明けの43日目から、13時間を受け入れています。そうすると、13時間開所はどこに入るのかがちょっとわからなかったもので、その辺はどうなのかなというふうに思いました。

これから一生懸命皆様とお勉強させていただきたいと思います。ありがとうございました。

長島副会長 次世代育成の委員会的时候には、最初にいろんな資料があって、先ほど香川委員からお話があったように、幾つかの施設とか、いろんな活動、取り組みを実際に見せていただいてということでやらせていただきました。今回この会議は、関連する施設の方、それから学識経験者、公募の委員の方とか、いろんな方が入っておりますので、皆さんおっしゃっていたように、国の動きですね、いろんな情報を入れつつ、皆さんのいろんな御意見を聞きながら、資料の4 - 9にあるような限られたスケジュールの中でやらなくちゃいけないということもあるということで、心して務めさせていただければということを確認した次第です。

佐藤委員 重ねて各委員の皆様、本当にありがとうございました。高橋先生、あるいは今、長島副会長からもお話がありましたけれども、必ずしも新しい制度の全容が明らかになっていない部分がございます。事務局のほうの説明でも、国で検討中というような説明

もあったかと思えます。そういう中で、走りながら前に進んでいかなきゃならない。期限が決まった中で計画等を決めていかなきゃならない。そういう難しさはございますけれども、現実問題として決められたスパンの中で確実に前に進んでいく必要がございます。何よりも保護者の皆様、そして、各保育園、幼稚園等関係機関の皆様、全ての関係する方々にとってよりよい形、子育て支援施策の充実という形が目に見える形で計画の策定等に努めていかなきゃならないという思いを改めてしているところでございます。今後とも皆様よろしくお願ひいたします。

丸島会長 どうもありがとうございます。

私も意見というか、今ずっと拝聴していきまして、特に今、長島先生や副区長さんからもお話がありましたけど、現実にこの問題というのは、私の勝手な理解かも知れませんが、基本的にはまだ根本は決まっていないうですね。そんなことを含めて、今後委員の皆様方のお力添えがより一層大切なことになるんじゃないかなと思っております。

事務方でこの後何か御説明で、日程以外のことで追加がございましたら。

古瀬子育て支援課長 貴重な御意見ありがとうございます。わかりやすい資料をこれからも作って、いち早く国の情報等、皆様にお伝えさせていただきたいと思っております。

黒川子育て支援部長 本当に今日はありがとうございます。副区長と重なる部分もありますけども、今本当に国もかなりの頻度で子ども・子育て会議を開いて、先ほどの給付をどうするのか、等の検討を国レベルでしています。ですから、国も走りながら、区も走りながら、当面は27年度からの5年間の事業計画を作っていたかなくちゃいけないというふうな内容です。この会議の開催に関わらず、事業計画の策定に関わる情報を入手できたら、その都度皆さんに情報提供していくつもりでございますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それともう1点、先ほど会長おっしゃいましたけども、国の考え方と区の考え方というのがあるというふうに思っています。例えば、認定こども園を中心に据えたいというのが国の考え方でございますけども、今までやってきた荒川区の地域特性もあり、現状があります。ですから、国の考え方を踏まえつつ、荒川区の今後の教育あるいは保育のあり方をぜひ皆様方に考えていただきたいということをお願い申し上げまして、御礼の挨拶にかえさせていただきます。

丸島会長 ありがとうございます。

黒川部長の御説明では、一番最初に情報をいただけそうなので感謝をしまして。

あと、事務日程等につきまして、古瀬参事、よろしくお願ひいたします。

古瀬子育て支援課長 次回会議の日程は3月ごろを予定してございます。先ほど御説明させていただきましたニーズ調査や人口推計をもとに、区域の設定や量の見込み等の案をお示しさせていただき予定でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

丸島会長 ありがとうございます。

それでは、冒頭にもお話が出ましたが、師走のお忙しい中お集まりいただきまして、これもちまして荒川区の平成25年度第1回の子ども・子育て会議の幕引きということに というよりも、今日はオープニングですので、今後より一層の御協力をお願いいたしまして会議を閉じたいと思います。

長時間ありがとうございました。

了